

函館市中央図書館相互貸借要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市図書館条例施行規則（平成17年10月12日教育委員会規則第13号（以下「施行規則」という。））第2条第4項の規定に基づき、函館市中央図書館以外の図書館等との図書館資料の相互貸借を行う場合に必要事項を定めるものとする。

(適用規程)

第2条 次の規程等に基づき相互貸借を行うものとする。

(1) 北海道内の公共図書館等

「北海道図書館振興協議会相互貸借規程」に定められたとおりとする。

(2) 東北6県内の公共図書館等

「北日本図書館連盟図書館資料相互貸借規程」に定められたとおりとする。

(3) 国立国会図書館

「国立国会図書館資料利用規則」に定められたとおりとする。

(4) 他都府県図書館等

資料貸出館の利用規則等に定められたとおりとする。

第2章 貸出

(貸出資料の範囲)

第3条 函館市中央図書館は次の資料を除き、他都道府県図書館等へ所蔵する資料を貸し出すことができる。

(1) 貸出禁止資料

(2) 視聴覚資料

(3) 雑誌の最新号、逐次刊行物

(4) 大型絵本・大型紙芝居

(5) 出版後半年以内の図書資料

(6) 館長が貸し出しを不相当と認めた資料

2 点字図書、録音図書については、視覚障がい者向けに提供し、かつ購入元

の許諾がある場合に限り、貸し出すことができる。

3 障がい者向け視聴覚資料については、市内の点字図書館へ貸し出す場合に限り、第1項第2号に関わらず貸し出すことができる。

(貸出に係る経費)

第4条 資料搬送に要する経費の負担は次のとおりとする。

(1) 北海道内および東北6県内の公共図書館等にあつては、資料搬送に係る経費は、原則として双方の片道負担とする。

(2) 他都府県図書館等にあつては、資料搬送に係る全経費を借受館が負担する。

(貸出期間)

第5条 資料の貸出期間は、4週間以内とする。ただし、貸出期間内であっても、館長が必要と認めたときは、当該貸出資料の返却を求めることができる。

(貸出冊数)

第6条 貸出冊数は制限を設けない。

第3章 借受

(借受館の決定)

第7条 借受館の決定順位は次のとおりとする。

- (1) 道立図書館
- (2) その他道内公共図書館
- (3) 東北6県の県立図書館等
- (4) 国会図書館

2 前項第1号から第3号において資料を所蔵する館がなく、調査・研究目的のため利用者が館外貸出を必要とする場合は、その他の地域の公共図書館から借り受けすることとする。

(借受資料の範囲)

第8条 借り受けのできる資料は、国立国会図書館にあつては「国立国会図書館資料利用規則」に定められた資料、その他の図書館にあつては、資料貸出館の利用規則等に定められた資料とする。

(借受期間)

第9条 借受資料を利用できる期間は、国立国会図書館にあっては「国立国会図書館資料利用規則」に定められた期間、その他の図書館にあっては資料貸出館の利用規則等に定められた期間とし、原則として貸出延長はできないこととする。ただし、当該資料の貸出館から申し出があった場合、借受期間内であっても借受資料の利用を中止することができる。

(利用の方法)

第10条 借受資料の利用については、国立国会図書館の資料は館内閲覧のみとし、その他の図書館の資料は貸出館の利用規則等によるものとする。

(利用冊数)

第11条 利用冊数は施行規則に基づき、1人につき10冊以内とする。

(資料の再借受)

第12条 相互貸借で借り受けた資料に再度リクエストがあった場合、原則として購入による手配を検討するが、やむを得ず相互貸借により手配する場合、同一の館に対する資料の再借受依頼は6ヶ月以上間隔を空けることとする。

(亡失及び汚破損)

第13条 利用者が借受資料を紛失、汚損もしくは破損した場合は、当該資料の貸出館の指定する方法で弁償等を行うものとする。

(借受資料の複写)

第14条 借受資料の複写は、当該資料の貸出館の利用規則に定められたとおりとする。

(借受に係る経費)

第15条 利用者が負担する経費は無料とする。

附 則

この要綱は、平成21年10月29日から施行する。